

駐在所速報

ご存知でしたか?

運転免許証の

自主返納制度

Q 運転免許証の 自主返納制度 とはなんですか？

A この制度は、

- ★ 運転するのに視力・聴力・体力などの身体的機能や安全確認などの判断能力に不安を感じた。
- ★ 運転に自信がなくなった、家族から運転が心配などと言われた。の理由から、運転免許証の有効期限内に『自分で運転免許証を返納したい』

と考えている方の要望に応える制度です。

Q どこで、自主返納手続きは、できるのですか？

A 警察署や特定駐在所（南会津警察署では只見・明和・朝日・館岩・伊南・南郷駐在所）、福島・郡山免許センターでの手続きをすることができ、更に

- ・ 病院・施設などに入所しているため、自分で返納手続ができない場合の親族などによる代理返納手続き
- ・ 福島・郡山免許センターにおける日曜日の返納手続きも、できるようになりました。

Q 自主返納の手続き後に運転免許証を返してもらうことはできますか？

A 自主返納手続き後に運転免許証の返還はできません。

Q 運転免許証は身分証明書になるし、生活の足がなくなるのが不安だ。

A 自主返納時、または返納後5年以内であれば『運転経歴証明書』を申請することができ、運転経歴証明書は、身分証明書としての取扱いとなります。また、生活面ではタクシー協会や公共交通機関等の割引制度、市町村による各種支援制度もあります。

自主返納手続きをする際に必要な書類などがありますので、必ず警察署や免許センターにお問い合わせください。

相談や質問などがありましたら、ご気軽に警察署や最寄りの交番・駐在所にご相談ください。

を返
します！
免許証

